

ハンセン病療養所入所者数

(平成23年5月1日現在)

施設名	入所者数	所在地	電話番号
総数	2,289名	(15カ所)	
(国立療養所)		(13カ所)	
松丘保養園	127名	青森県青森市大字石江字平山19	017-788-0145
東北新生園	123名	宮城県登米市迫町新田字上葉ノ木沢1	0228-38-2121
栗生楽泉園	137名	群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647	0279-88-3030
多磨全生園	268名	東京都東村山市青葉町4-1-1	042-395-1101
駿河療養所	86名	静岡県御殿場市神山1915	0550-87-1711
長島愛生園	317名	岡山県瀬戸内市邑久町虫明6539	0869-25-0321
邑久光明園	176名	岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253	0869-25-0011
大島青松園	102名	香川県高松市庵治町6034-1	087-871-3131
菊池恵楓園	372名	熊本県合志市栄3796	096-248-1131
星塚敬愛園	207名	鹿児島県鹿屋市星塚町4204	0994-49-2500
奄美和光園	42名	鹿児島県奄美市名瀬和光町1700	0997-52-6311
沖縄愛楽園	232名	沖縄県名護市字済井出1192	0980-52-8331
宮古南静園	86名	沖縄県宮古島市平良字島尻888	0980-72-5321
計	2,275名		
(私立療養所)		(2カ所)	
神山復生病院	7名	静岡県御殿場市神山109	0550-87-0004
待労院診療所	7名	熊本県熊本市島崎6-1-27	096-354-1021
計	14名		

※平均年齢

国立13園 81.6歳 (平成23年5月1日現在)

私立 神山 82.14歳 (平成23年5月1日現在)

待労 80.1歳 (平成23年5月1日現在)

ハンセン病問題に関する最近の動向

平成13年	
5月11日	ハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決
5月23日	政府として控訴しないことを決定
5月25日	内閣総理大臣談話発表 ・新たな補償を立法措置により講じる ・退所者給与金、ハンセン病資料館の充実、名誉回復のための啓発事業などの施策の実現に努める ・患者・元患者と厚生労働省との間の協議の場を設ける
	政府声明発表 ・除斥期間や立法不作為に係る法的責任についての判断において判決に問題があることを当事者である政府の立場として明確化
6月7日	衆議院「ハンセン病問題に関する決議」採択
6月8日	参議院「ハンセン病問題に関する決議」採択
6月12日	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」衆議院にて可決
6月15日	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」参議院にて可決、成立
6月22日	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」（平成13年法律第63号）公布、施行
6月29日	第1回ハンセン病問題対策協議会（その後、7月16日、7月26日、11月16日及び12月25日に開催） ・社会復帰（退所者給与金等）、謝罪・名誉回復、在園保障、検証会議等について、患者・元患者と協議（座長 梶屋副大臣）
7月23日	和解に関する基本合意書調印（入所者・退所者原告）
7月27日	遺族原告及び入所歴なき原告についての和解に関する所見を熊本地裁が発表
9月11日	政府として遺族原告及び入所歴なき原告について判決を求める旨を表明
10月5日	全国ハンセン病問題対策主管課長会議
12月7日	遺族原告及び入所歴なき原告についての和解に関する所見を熊本地裁が再度発表（訴訟は、同日結審）
12月18日	遺族原告及び入所歴なき原告についての和解に関する所見（12月7日の補充）を熊本地裁が発表
12月25日	第5回ハンセン病問題対策協議会「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
平成14年	
1月28日	和解に関する基本合意書調印（遺族・非入所者原告）
4月1日	国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業スタート 国立ハンセン病療養所等死没者改葬費事業スタート
平成15年	
4月25日	社会復帰支援事業要綱の改正を実施
平成16年	
3月29日	平成15年度ハンセン病問題対策協議会「非入所者給与金（仮称）」制度創設向け協議を進めることを確認
4月1日	社会生活支援一時金事業スタート
4月14日	「平成15年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
8月25日	「平成16年度ハンセン病問題対策協議会」開催
9月27日	「平成16年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
12月15日	「平成16年度ハンセン病問題対策協議会（続会）」開催
平成17年	
1月20日	「平成16年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
3月27日	ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書提出
4月1日	国立ハンセン病療養所等非入所者給与金事業スタート
9月30日	「平成17年度ハンセン病問題対策協議会」開催
10月25日	韓国ハンセン病補償法訴訟東京地裁判決（国勝訴：原告は翌日控訴）
11月8日	政府として台湾ハンセン病補償法訴訟については控訴することとし、同日付で控訴することとは別に国外の療養所の元入所者への対応について検討する旨の厚生労働大臣談話を発表

- 平成18年
- 1月31日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」衆議院にて可決
 - 2月 3日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」参議院にて可決、成立
 - 2月10日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第2号）公布、施行に伴い、戦前の国外の療養所の元入所者への補償金支給を決定
 - 3月29日 第1回ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会開催
 - 6月21日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」に基づく国内対象者の申請期限が終了
 - 8月23日 「平成18年度ハンセン病問題対策協議会」開催
- 平成19年
- 3月26日 「平成18年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
 - 3月31日 国立ハンセン病資料館再開館式
 - 4月 1日 国立ハンセン病資料館再開館
 - 8月22日 「平成19年度ハンセン病問題対策協議会」開催
 - 11月19日 第1回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
- 平成20年
- 3月21日 第2回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
 - 3月26日 「平成19年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
 - 6月 6日 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」衆議院にて可決
 - 6月11日 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」参議院で可決、成立
 - 6月18日 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成20年法律第82号）
 - 12月 5日 第3回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
 - 12月26日 「平成20年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
- 平成21年
- 3月11日 第4回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
 - 4月 1日 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行
 - 6月22日 「平成21年度ハンセン病問題対策協議会」開催
 - 6月22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
 - 10月20日 第5回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
- 平成22年
- 1月13日 「平成21年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
 - 5月21日 第6回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
 - 6月22日 「平成22年度ハンセン病問題対策協議会」開催
 - 6月22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
 - 9月 9日 「平成22年度ハンセン病問題対策協議会回答の会」開催
- 平成23年
- 2月 9日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」に基づく国外対象者の申請期限が終了
 - 3月11日 「平成22年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
 - 5月27日 第7回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
 - 6月22日 「平成23年度ハンセン病問題対策協議会」開催
 - 6月22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
 - 6月22日 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」建立
 - 9月 1日 「平成23年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意

ハンセン病問題に関するシンポジウムについて

1. 趣 旨

ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病患者・元患者の名誉回復を図るため、国民に対してハンセン病問題に対する正しい知識の啓発に努める。加えて、都道府県等における同様のシンポジウムの開催等その他普及啓発施策のさらなる実施を関係者に要請する。

2. 主 催

厚生労働省、法務省等

3. 開催方法

(1) 場 所：ハンセン病療養所が所在する県を中心とした地域ブロックで順次開催

ア 北海道・東北ブロック（青森：松丘保養園、宮城：東北新生園）

イ 関東・甲信越ブロック（群馬：栗生楽泉園、東京：多磨全生園）

ウ 東海・北陸ブロック（静岡：駿河療養所）

エ 近畿・中国ブロック（岡山：長島愛生園、邑久光明園）

オ 四国ブロック（香川：大島青松園）

カ 九州ブロック（熊本：菊池恵楓園、鹿児島：星塚敬愛園、奄美和光園）

キ 沖縄ブロック（沖縄愛楽園、宮古南静園）

(2) 会 場：一般のホール等

(3) 対象者：一般国民（参加無料）

4. 過去の開催状況

(1) 第1回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成17年 3月14日（月）東京）

(2) 第2回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成18年 1月25日（水）愛知）

(3) 第3回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成18年11月 7日（火）福岡）

(4) 第4回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成19年 1月12日（金）宮城）

(5) 第5回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成19年12月14日（金）沖縄）

(6) 第6回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成20年 1月31日（木）北海道）

(7) 第7回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成20年9月20日（土）、21日（日）岡山）

(8) 第8回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成21年 2月 7日（土）大阪）

(9) 第9回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成22年 2月12日（土）香川）

(10) 第10回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成23年 1月15日（土）青森）

(11) 第11回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成23年11月 5日（土）静岡）

退所者給与金及び改葬費について

これらの制度を創設する経緯

退所者給与金については、平成13年5月の「ハンセン病問題内閣総理大臣談話」において言及されている「退所者給与金」について、原告・弁護団と協議を行い、平成14年度から制度を実施することとしたものである。

また、改葬費については、遺族原告との和解の基本合意書において、遺族に死没者の遺骨の引取りを勧めていることを踏まえ、平成14年度から制度を実施することとしたものである。

退所者給与金

- 支給目的
ハンセン病療養所退所者の福祉の増進を目的とする。
- 支給対象者
 - ・ 既退所者
ハンセン病療養所の入所経験があり、平成14年4月1日前に既にハンセン病療養所を退所している者。
 - ・ 新規退所者
平成14年4月1日以後、ハンセン病療養所を退所した者。
- 支給額
生活類型に応じて支給額を設定。

	新規退所者	既退所者
退所者が1人の世帯	264,100円	176,100円
退所者が2人の世帯	422,600円	281,700円

※別途、退所者が非退所者を扶養する世帯においては、16,000円を加算。

- 所得制限
支給額は、前年の所得が退所者給与金年間支給額より多いとき、以下の額を控除する。
$$\frac{(\text{前年所得} - \text{退所者給与金年間支給額})}{2}$$

※退所者給与金の支給要綱については、少なくとも2年ごとに見直す。

改葬費

- 支給目的
ハンセン病療養所で死没した方に対する追悼の意を表することを目的とする。
- 支給対象者及び支給額
ハンセン病療養所に収蔵されている焼骨を、その遺族が改葬したとき、その遺族に対して、死没者1人につき5万円を支給する。

非入所者給与金について

1 制度の趣旨

厚生労働省は、統一交渉団との平成16年4月14日付の「平成15年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」を踏まえ、裁判上の和解が成立した入所歴のないハンセン病患者・元患者に対し、平穏で安定した平均的水準の社会生活を営むことができるように、平成17年度にハンセン病療養所非入所者給与金制度を創設した。

2 対象者

裁判上の和解が成立した入所歴のないハンセン病患者及び元患者

3 給付額

基準額を、月額48,150円とし、以下の通り段階的に給付する。

(1) 段階的給付について

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ・ 市町村民税非課税の者 | 月64,030円（基準額の33%増） |
| ・ 前年の課税所得が75万円未満の者 | 月48,150円（基準額） |
| ・ 前年の課税所得が75万円以上135万円未満の者 | 一部支給停止 |
| ・ 前年の課税所得が135万円以上の者 | 不支給 |

但し、配偶者又は一親等の直系尊属を扶養するときは、月額13,500円を加算して給付する。

(2) 生活保護相当者の取扱い

生活保護相当の者に対しては、上記にかかわらず、生活保護相当額に基準額を加算した額を給付。その給付の実施は、「国立ハンセン病療養所等家族生活援護委託費」の「援護費」の枠組みを準用する。

ハンセン病患者・元患者に対する補償等統計資料

- らい予防法違憲国家賠償請求訴訟判決者数（H13.5.11熊本地裁）

判決を受けた原告	127名
----------	------

- 国立ハンセン病療養所入所者等補償金支給者数

総数	4,066名
うち 入所者	2,596名
退所者	1,470名

（韓国：526名、台湾：29名、旧南洋庁：1名含む）

- らい予防法違憲国家賠償請求訴訟和解者数

総数	7,468名
うち 入・退所者	2,142名
遺族	5,190名
非入所者	136名

- ハンセン病療養所退所者給与金支給決定者数

総数	1,266名
うち 既退所者	1,129名
新規退所者	137名

- ハンセン病療養所非入所者給与金支給決定者数

総数	80名
----	-----

* 「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟判決者数」以外はすべて平成23年12月末現在である。